



狛江市コミュニティ・スクール
イメージキャラクター
コミュにゃん

コミュニティ・スクール通信 NO.1

ーコミュニティ・スクールって何ですか？ー

発行日/令和4年6月1日 発行者/学校教育課 担当/地域学校連携支援マネージャー石谷

狛江市におけるコミュニティ・スクールの周知と推進を図るため、「コミュニティ・スクール通信」と題して、シリーズ(月1回発行)でお知らせします。今号は、「コミュニティ・スクールってなに？」と題して、基本の「基」にせまります。

コミュニティ・スクールって何ですか？

文部科学省が進めるコミュニティ・スクールとは、学校をとりまく地域や家庭すべての方々に学校と関わっていただく仕組みです。

学校が中核となり、地域や保護者の方々との連携・協働を組織的・継続的進め、学校運営への地域住民等の参画を促進し、特色ある学校づくりを進めるものです。

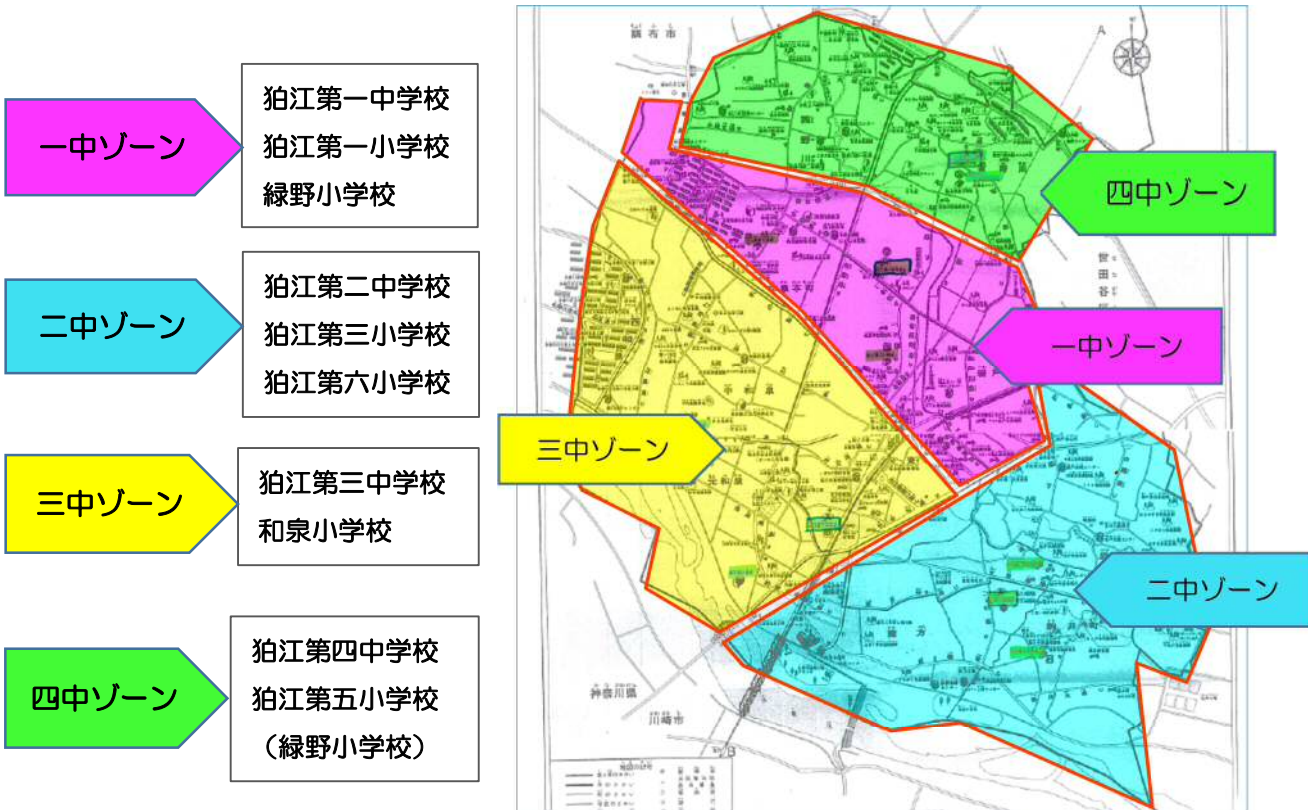
一学校、又は複数校ごとに「学校運営協議会」を設置することにより、コミュニティ・スクールとして認められます。

学校運営協議会について

学校運営協議会は法※1の規定に基づき、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体のことです。狛江市では、小中学校9年間を通じて子どもたちを育てるため、また、小中の円滑な接続に資するため、**中学校区を中心とした『ゾーンごと』**に設置しています。

学校運営協議会委員は、地域住民、保護者、地域コーディネーター、校長、学校運営に資する活動を行う者等、18名以内の委員で構成されます。

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5



次回は、学校運営協議会の具体的な役割についてお知らせします。